

## 1. 環境共生住宅認定制度について

### (1) 背景

地球規模での環境への取り組みの必要性が強く叫ばれるようになった1990年10月、日本政府は「地球温暖化防止計画」を決定しました。これを受け当時の建設省では1990年12月に、住宅分野での省エネルギー施策と併行して、「地球環境の保全（ロー・インパクト）」「地域環境との親和性（ハイ・コンタクト）」「室内環境の健康・快適性（ヘルス&アメニティ）」の三つの環境問題を包括した「環境共生住宅」の研究開発に着手しました。

財団法人 建築環境・省エネルギー機構（現一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）が事務局となり、学識経験者を主体とした「環境共生住宅研究会」を組織し、これに民間企業、関係する自治体や公共団体が協力する形で、環境共生住宅の概念や基本方針、具体的な技術や評価方法などが検討されました。その活動は、1994年に環境共生住宅推進会議、更に1997年に環境共生住宅推進協議会と民間主体の組織に引き継がれ、現在はより実質的な技術開発・調査や普及・啓発活動を中心とした活動が行われています。

### (2) 目的

このような活動を通じて「環境共生住宅」という言葉は一般に浸透し、世間の関心も大きくなりましたが、言葉の使われ方は様々であり、必ずしも共通の認識が得られていないのが現状です。そこで、財団法人建築環境・省エネルギー機構（現一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）では、これまでの研究成果を踏まえた環境共生住宅の基準を定め、公表することとしました。これにより、誰もが環境共生住宅のイメージを同じように描くことができるようにすると共に、認定することにより環境共生住宅の普及を図ることとし、1999年3月に「環境共生住宅認定制度」を発足させました。

また、2002年以降、建築物の総合的な環境性能を評価する「CASBEE」が順次整備されてきており、環境共生住宅認定制度においても、積極的にこれを導入することとしました。

### (3) 認定に対する方針

本認定基準では、2008年度に戸建住宅においてCASBEE-すまい（戸建）（現CASBEE-戸建（新築））を導入した新たな基準を設け、共同住宅ではこれまでの認定基準（2007年度版）をそのまま踏襲することにしました。

戸建住宅では、今日の社会において環境共生住宅として求められる性能を有した「環境共生住宅」と、特に優れた性能を有する「環境共生住宅先導型」の2種類の基準を設けました。

「環境共生住宅」の基準は、環境共生住宅として求められるCASBEE-戸建（新築）の評価水準と、特定の項目に関する仕様を定めたもので、これらを満たす住宅を認定するものです。

「環境共生住宅（先導型）」の基準は、CASBEE 戸建-新築によるより高い評価の水準と、環境共生に資する高度で先導的な技術や設計の工夫の提案を求めるものです。